

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月10日(木) 午前8時58分から9時39分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員(9名)

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員(1名) 8番 田澤 隆

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、11月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員 名、推進委員 名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。4番の中山静子委員と5番の鈴木穰委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第30号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が2件です。

【議案第30号、所有権移転の整理番号14、賃貸借権設定の整理番号5・6について説明】

3ページの所有権移転の整理番号14については、役場から南西約650mに位置する農地であります。

これまで、譲渡人が耕作してきましたが、自らの耕作が困難となり、本家である譲渡人から直接相談を受けたことから、譲受人が取得することとなったものであります。

4ページの賃貸借権設定の整理番号5と6については、浅瀬石川の田光橋から東側約350mに位置する農地であります。

これまでも、賃貸人と賃借人の兄弟2人で耕作を行ってきた場所ではありますが、賃貸人自らの農業経営が困難であることから、農業機械の保有状況等、農業を職業とする弟（賃借人）へ農業経営を移すものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第30号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第30号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第31号に入る前に、農業委員会に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、推進委員の白戸卓郎委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(推進委員 白戸卓郎委員 退席9:06)

議案第31号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が7件、賃貸借権設定が6件です。

【議案第31号、所有権移転の整理番号30～36、賃貸借権設定の整理番号50～55について説明】

6ページの所有権移転の整理番号30については、諏訪堂地区中心部に位置する農地であります。

この農地は、諏訪堂地区から草刈り等の管理がされていないと報告があり、農業委員会から通知を出し、その後、譲渡人から譲受人が相談を受けて、売買することとなったものであります。

整理番号31については、大袋地区から東側約880mに位置する農地であります。

自らの耕作が困難となったことから、双方協議により売買することとなったものであります。

整理番号32については、(有)ケイエス青果から東側約50mに位置する農地であります。

現在、譲渡人が耕作していないことから、隣接する農地を所有する譲受人が農地の集約のため、取得するものであります。

次に、7ページの整理番号33から8ページの整理番号36については、高田地区は場整備事業に係る農地で、先月、総会議案に提出されましたが、許可を見送ることになった案件であります。

今回、事務局において、事業関係者に確認を行い、再度議案として提出するものであります。農業経営基盤強化促進法においては、農地の要件として「市街化区域以外の農地であること」、受け手の要件として「耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」や「耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」があります。

また、受け手の農業経営の面積についても、田舎館村農地移動適正化あっせん基準の181a以上の農業経営面積であるかということも要件となります。

次に、9ページの賃貸借権設定の整理番号50については、十二川原地区から北側約470mに位置する農地であります。

これまで、地区の組合に依頼し、農業経営を行ってきましたが、今年度で組合の活動が終了することとなったため、隣接地を所有する賃借人へ相談し、設定することとなったものであります。

整理番号51については、境森地区から南西約750mと西側約730mに位置する農地であります。

川部字下船橋の2筆については、以前、別の人が耕作していましたが、解約したため、新規の設定となり、和泉字上種本については、期間満了による再設定となります。

10ページの整理番号52から11ページの整理番号55については、農地中間管理事業による賃貸借権設定の更新であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第31号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第31号は議案のとおり決定することとします。

(推進委員 白戸卓郎委員 着席9:12)

次に、議案第32号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第32号について、説明いたします。
今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

【議案第32号について説明】

申請人は、田舎館村前田屋敷地区の長谷川かすみさんです。
申請地は、JR川部駅から北東約830mに位置し、市街化調整区域の緩和区域に指定されている農地であります。
用途は、一般個人住宅の建築であります。
以上です。

会 長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を3番の山本久行委員よりお願いします。

事前審査委員（3番 山本久行委員）

事前審査の結果を報告します。

10月31日（月）に、中山静子委員、鈴木穰委員、事務局（佐藤）と私の4名で現地審査を行いました。

申請人は、長谷川かすみさん、住所は、・・・（中略）・・・所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等、その他特に問題なしと見てまいりました。

以上です。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、川部・和泉地区の北側に隣接する農地であります。

農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域にあることから、「第1種農地」に該当すると判断します。

許可基準については、第1種農地の転用は、原則、許可することができない事になっていますが、例外的に許可することができるものとして、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とあり、今回の申請が、これに該当すると思われ、許可の見込みがあると判断します。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第32号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第32号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

次に、報告第16号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。事務局より説明願います。

事務局 報告第16号について説明いたします。

【報告第16号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第16号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年11月10日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

中 山 静 子 

委 員

鈴 木 綾 